

市町村立学校の設置及び公立幼稚園の休園について

義務教育課

1 設置となる学校

設置の時期：令和8年4月1日

	設置者	学校
(1)	都城市	都城市立あやめ野中学校

2 休園となる幼稚園

休園の時期：令和8年4月1日

	設置者	幼稚園
(1)	都城市	都城市立石山幼稚園

市町村立学校の設置及び公立幼稚園の休園について

義務教育課

1 設置となる学校

(1) 設置となる学校

① 学校名・所在地等

学校名・所在地	設置者	設置の時期
都城市立あやめ野中学校 北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地 1	都城市	令和8年4月1日

② 設置の目的

学校教育法施行規則第79条及び義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第10条の規定に基づき、不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施するため。

③ 児童生徒数の状況（見込み）

都城市立あやめ野中学校

年 度	R8	R9	R10
生 徒 数	31	45	45

2 休園となる幼稚園

(1) 休園となる幼稚園

① 幼稚園名・所在地等

幼稚園名・所在地	設置者	休園の時期
都城市立石山幼稚園 都城市高城町石山 3660	都城市	令和8年4月1日

② 休園の理由

石山幼稚園は石山小学校と同じ敷地内に併設しており、5歳児のみが利用できる。園児数は年々減少しており、令和7年度は入園予定者がいなかったため休園としていた。令和8年度の入園についても、石山小学校校区内居住者の4歳児6名のうち、6名全員が石山幼稚園の入園を希望しなかった。以上のことから、令和8年度も休園することとした。

③ 園児数の状況

都城市立石山幼稚園

年 度	R6	R7	R8
園 児 数	5	0	0

④ 休園に伴う対応

石山幼稚園以外の施設を利用する。

⑤ 施設等の措置

対応（令和9年度以降）について、地域や保護者の意見を踏まえて協議を進める。